資料３

足立区旅館業法施行条例の改正（素案）

足立区旅館業法施行条例

平成24年３月28日条例第15号

（趣旨）

第１条　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（周辺地域の住民等に対する説明）

第１条の２　旅館業を営もうとする者は、法第３条第１項の規定による許可の申請をする日の７日前までに、旅館業を営もうとする施設ごとに、足立区規則（以下「規則」という。）で定める事項を規則で定める者に対して書面により説明しなければならない。

（社会教育施設等）

第２条　法第３条第３項第３号の規定に基づく施設は、次のとおりとする。

（１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第１項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第１条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの

（２）　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館

（３）　前２号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの

２　区長は、前項第３号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。

（意見聴取）

第３条　法第３条第４項に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

（１）　施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長

（２）　施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

（３）　施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該施設を監督する行政庁、監督する行政庁がないときは、当該施設の存する特別区又は市の長

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第４条　法第４条第２項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

（１）　営業施設については、次の換気措置を講じること。
　ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
　イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
　ウ　客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。
（２）　営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。
　ア　客室、応接室及び食堂　40ルクス以上
　イ　調理場及び配膳室　50ルクス以上
　ウ　廊下及び階段　常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前６時までの間をいう。）においては、10ルクス以上）
　エ　浴室、脱衣室、洗面所、便所等　20ルクス以上
（３）　営業施設については、次の防湿措置を講じること。
　ア　排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
　イ　客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。
（４）　客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
（５）　寝具類については、次の措置を講じること。
　ア　布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。
　イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
　ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
（６）　客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
　ア　旅館・ホテル営業及び下宿営業
　　１客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）３平方メートルについて　１人
　イ　簡易宿所営業
　　有効面積1.5平方メートルについて　１人
（７）　客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講じること。
　ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。
　イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
（８）　浴室については、次の措置を講じること。
　ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
　イ　浴槽は、１日１回以上換水し、清掃すること。ただし、規則で定める場合には、１週間に１回以上換水して浴槽を清掃すること。
　ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。

（ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

（イ）　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

（ア）　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

（イ）　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

（ウ）　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

（エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

（オ）　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

（９）　洗面所及び便所の手洗設備には清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。

(10)　客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(11)　便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(12)　旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

（宿泊を拒むことができる事由）

第５条　法第５条第１項第４号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。

（１）　宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（２）　宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（営業者の遵守事項）

第６条　営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称その他規則で定める事項を掲げること。
（２）　客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
（３）　客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
（４）　営業施設には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
（５）　営業施設又は営業者事務所には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。
（６）　営業施設に宿泊者が滞在する間は、当該営業施設その他の規則で定める場所に営業従事者を常駐させること。
（７）　宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として、宿泊者の遵守事項及び営業施設の使用方法を書面等により事前に説明すること。
（８）　常駐する営業従事者は、宿泊者が前号の規定により事前に説明した事項を遵守していないと認めるときは、当該宿泊者に対し、当該事項を遵守させるとともに、その結果を記録及び保管すること。
（９）　苦情、問合せ等があった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第７条　政令第１条第１項第８号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
（１）　客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。
（２）　調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。
ア　壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。
イ　宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。
ウ　出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。
エ　十分な能力の換気設備を有すること。
（３）　客室は、次の基準によること。
ア　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。
イ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
（４）　宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
（５）　寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。
（６）　浴室及びシャワー室は、次の基準によること。
ア　清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ　浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

エ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

オ　和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

カ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

（ア）　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

（イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

（ウ）　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

（エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

（オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

（カ）　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

（キ）　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

（７）　客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア　専用の元栓を有すること。

イ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

（８）　便所は、次の基準によること。

ア　各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ　便器への給水栓以外の給水栓から水を供給することができる構造の手洗設備を便器の付近の宿泊者の利用しやすい位置に設置すること。

ウ　多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所（多数人で共用する客室内又は客室の外の便所をいう。以下同じ。）を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

エ　共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

（９）　洗面所は、次の基準によること。

ア　多数人で共用する客室又は洗面所を付設していない客室を有する場合には、共同洗面所（多数人で共用する客室内又は客室の外の洗面所をいう。以下同じ。）を設け、規則で定める数の給水栓を設置すること。

イ　共同洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第８条　政令第１条第２項第７号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。ただし、次に掲げる事項のいずれにも該当し、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの設備を設けることは要しない。

ア　玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ　事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

（２）　宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。

（３）　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、３平方メートル以上であること。

（４）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。

（５）　階層式寝台を設ける場合は、２層とすること。

（６）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。

２　前条第２号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

３　前条第１号、第３号イ及び第４号から第９号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第９条　政令第１条第３項第５号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。

（２）　各客室には、押入れを設けること。

２　第７条第２号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

３　第７条第１号、第３号イ及び第６号から第９号まで並びに前条第１項第１号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

（衛生措置基準の特例）

第10条　区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用され

るものその他特別の事情があるものについては、規則で、第４条第２号及び第６号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

（構造設備基準の適用除外）

第11条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第７条及び第８条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

（１）　旅館・ホテル営業　第７条第２号、第４号、第５号、第６号エ及びオ、第８号並びに第９号の基準

（２）　簡易宿所営業　第８条第１項第２号及び第６号、同条第２項において準用する第７条第２号並びに第８条第３項において準用する第７条第４号、第５号、第６号エ及びオ、第８号並びに第９号の基準

２　前項に定める場合のほか、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第８条第２項及び第９条第２項において準用する第７条第２号並びに第８条第３項及び第９条第３項において準用する第７条第８号及び第９号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

（公表）

第12条　区長は、法第７条の２の規定による命令に違反した者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（１）　営業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（２）　営業施設の名称及び所在地

（３）　当該命令の内容

（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

２　区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第13条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に法第３条第１項の規定により経営の許可を受けている営業施設で、旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年東京都条例第58号）附則第２項の規定に該当することとなるものについては、第７条第７号エ(ア)及び(エ)

（第８条第３項、第９条第３項及び第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

付　則（平成26年10月27日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成30年５月31日条例第34号）

この条例は、平成30年６月15日から施行する。

付　則（令和３年12月22日条例第53号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定により、旅館業に係る経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第７条第６号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

付　則（令和５年10月23日条例第68号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第94号で、同５年12月13日から施行）

付　則（令和９年●月●日条例第●号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年●月●日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定により旅館業に係る経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第６条第６号及び第８号の規定は、適用しない。